

(別紙)

「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」に対して寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【資金の貸付け対象から農林漁業者を除外することに関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・なぜ今回の法改正で、農林漁業者を直接的な融資対象から外す必要があったのか。・農林漁業者が公庫融資の直接的な対象から外れることは、法改正の趣旨と矛盾するのではないか。・今回の改正が、具体的にどのように「食料の安定供給の確保等に資する」のか。特に、農林漁業者を対象から除外することが、この目的にどう貢献するのか。 <p>(同様の御意見10件)</p>	<p>今回の法改正により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）の目的が「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置（中略）を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資すること」とされ、農林漁業者が利用可能な農林水産物の生産に係る他の資金と役割分担を図る観点から、本資金は食品等事業者による認定安定取引関係確立事業活動等において実施する取組に特化して融資することとなりました。このため、改正前の法第7条第1項第2号において資金の貸付け対象として規定されている農林漁業者は、貸付けの対象外とされました。これを受け、当該資金を定める本告示においても、農林水産物の生産に必要な資金を貸付けの対象から除外することとしており、法改正の趣旨と矛盾するものではないと考えております。</p> <p>また、改正法による新たな制度では、食品等の持続的な供給を促進するため、</p> <ol style="list-style-type: none">① 食品等事業者と農林漁業者等の連携強化を目的に、特定の農林漁業者等と取引がある又は新たに取引を行う食品等事業者が認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金② 特定の農林漁業者等との取引を問わず、食品等事業者による生産性の向上を目的に、国産農林水産物を利用している又は新たに利用する食品等事業者が認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の貸付けを行うこととしていることから、食料の安定供給の確保等に資すると考えております。 <p>なお、改正法による新たな制度では、上記②を拡充し、食品等事業者が国産農林水産物を利用している場合又は新たに利用して、単体で認定安定取引関係確立事業活動等を実施する場合には、特定の農林漁業者との取引を行わなくても、貸付けの対象とすることとしました。</p>
2	<p>【そのほか、今般の改正による影響等に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">・「農林水産物の生産や農林漁業に関連する事業」が対象外となる具体例はどういったものか。・「食品等事業者が単体で認定安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金も貸付けの対象となるよう拡充」について、「単体で」という表現の意味が不明確です。これまでの制度では単体では対象外だったのか、もしそうであれば、その理由と今回の変更の意義を説明すべきです。 <p>(同様の御意見7件)</p>	
その他		本意見・情報の募集の対象ではない御意見が2件ありました。